

2017年12月14日  
津山信用金庫

## 預金口座付番に係る個人番号の利用目的変更（追加）について

津山信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される2018年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更点は下線部をご覧ください。

### 【個人情報の利用目的について】

当金庫は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、お客さまの個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」という。）を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

（個人番号の利用目的）

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務

以上